

令和元年9月市議会 教育厚生委員会資料

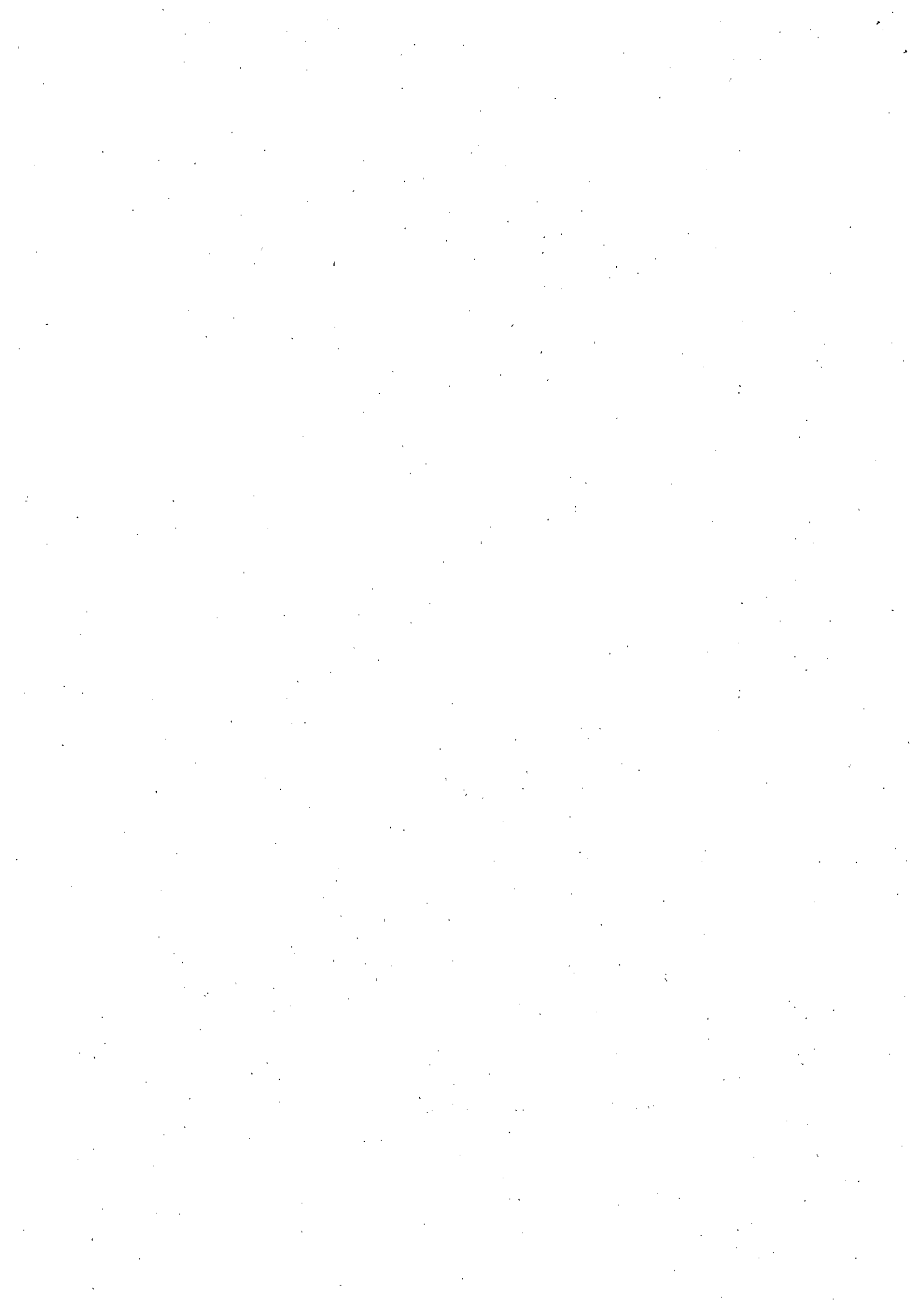
第130号議案 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の一部を改正する条例

第131号議案 長崎市立高島幼稚園条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正条例	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容	1
4 施行期日	1
5 預かり保育料の取扱い新旧対照フロー	2
6 今回の経過	3
7 今回の事態に至った要因	3
8 今後の再発防止への対応	3
9 条例新旧対照表	4～7

こ ども 部

令 和 元 年 9 月



## 1 改正条例

- (1) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例
- (2) 長崎市立高島幼稚園条例

## 2 改正理由

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、預かり保育料については、施設等利用費の支給の対象となっている。

しかし、現在、認定こども園長崎幼稚園及び高島幼稚園で預かり保育料として徴収している費用のうち、預かり保育に係る副食の提供に要する費用（以下「預かり保育副食費」という。）については、施設等利用費の支給の対象に含まれないことから、条例において現在「預かり保育料」として規定している箇所を、「預かり保育料」と「預かり保育副食費」に区別して定める必要が生じたもの。

## 3 改正案の内容

### (1) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

ア 預かり保育料及び預かり保育副食費の規定（第4条～第9条）

預かり保育料と預かり保育副食費とを区別して定める。

施設名等		預かり保育料		預かり保育副食費	
		現行	改正案	現行	改正案
長崎市立認定こども園長崎幼稚園	教育課程に係る教育時間の終了後に行う保育	1人1日につき400円	1人1日につき341円	左記預かり保育料に含む。	1人1日につき59円
	市長が別に定める日（夏休み等）に行う保育	1人1日につき800円	1人1日につき741円		

### (2) 長崎市立高島幼稚園条例

ア 預かり保育料及び預かり保育副食費の規定（第2条～第8条）

預かり保育料と預かり保育副食費とを区別して定める。

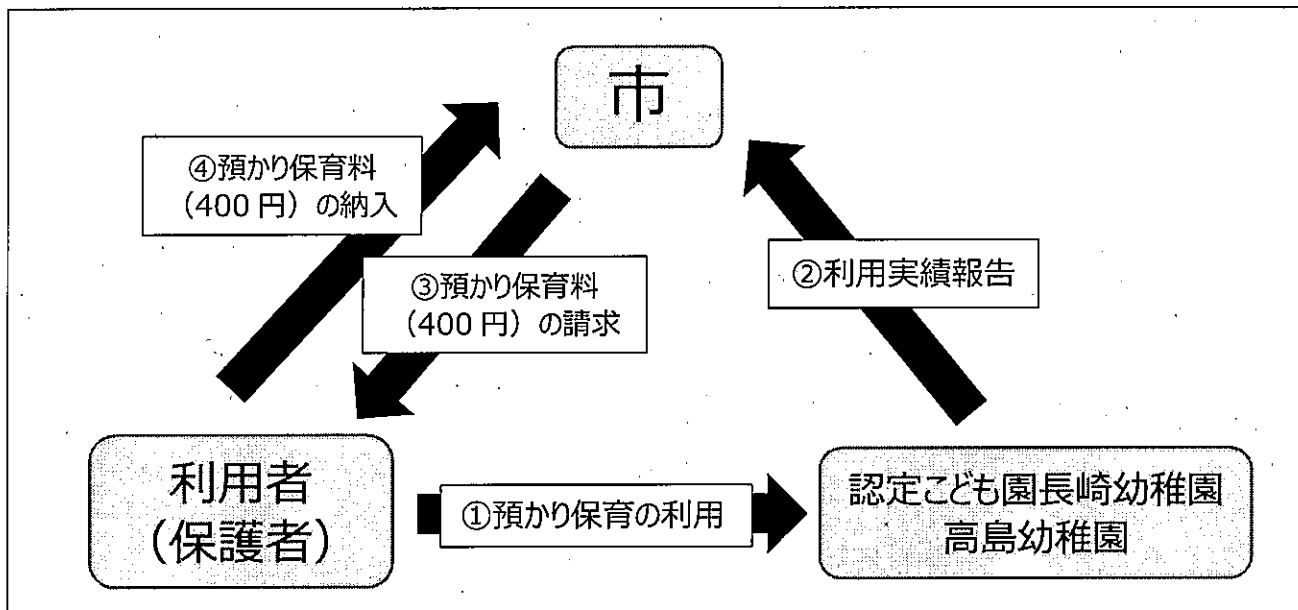
施設名	預かり保育料		預かり保育副食費	
	現行	改正案	現行	改正案
長崎市立高島幼稚園	1人1日につき400円	1人1日につき341円	左記預かり保育料に含む。	1人1日につき59円

## 4 施行期日

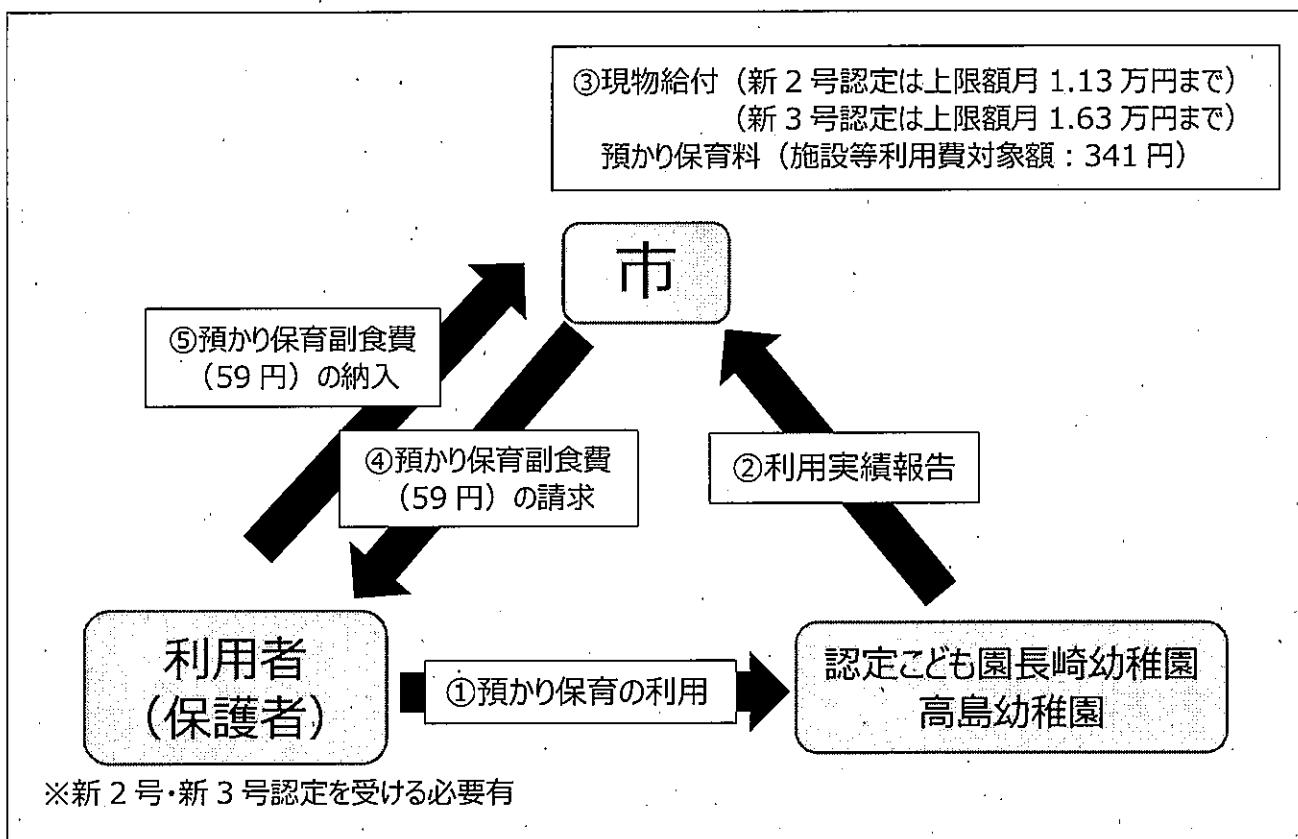
令和元年10月1日

5 預かり保育料の取扱い新旧対照フロー

【現行】



【令和元年10月以降】



## 6 今回の経過

- 6月議会 10月からの幼児教育・保育の無償化に当たり、関係条例の改正を行った。その際、預かり保育に係る保育料と預かり保育副食費を分けて定める必要があった。
- 8月9日 長崎県からFAQ（市町の質問を県が内閣府に確認した回答）の送付があり、預かり保育副食費が施設等利用費の支給対象外と認識した。
- 8月下旬 預かり保育料として月額400円を徴収し、預かり保育副食費を除いた額を施設等利用給付として支給する考えであったが、条例改正の必要性まで認識していなかった。
- 9月5日 預かり保育の取扱いについての決裁文書を起案
- 9月12日 部内での協議において条例改正が必要であることが判明し、内閣府の見解を改めて確認した。
- 9月13日 内閣府から、預かり保育副食費は施設等利用給付の対象外という回答を受け、関係課と協議を行った。

## 7 今回の事態に至った要因

組織内部における報告、連絡、相談等の情報共有不足と事案に対する認識不足、また、判断の誤りによるもの。

## 8 今後の再発防止への対応

### 再発防止策の徹底

- 報告・連絡・相談の徹底
- 相談しやすい職場環境づくり
- 職員の能力向上

### （参考：利用者への周知）

無償化の制度内容に関する周知については、これまで広報ながさき9月号に見開きの特集の掲載や、チラシの配布、週刊あじさい及び子育て応援情報サイト「イーカオ」による情報発信を行っている。

また、保護者には個別の案内を配布し、周知を図っている。

今後、長崎市立認定こども園長崎幼稚園及び長崎市立高島幼稚園の利用者に対しては、10月1日から預かり保育料と預かり保育副食費の金額が区分されることや、預かり保育副食費の徴収について、説明を行う予定としている。

### 【在籍する1号認定子どもの数（令和元年9月1日現在）】

長崎市立認定こども園長崎幼稚園	38人
長崎市立高島幼稚園	8人

9 条例新旧対照表

(1) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成27年12月28日 条例第54号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（保育料等の徴収）</p> <p>第4条 市長は、保護者又は扶養義務者から、別表第1に定める保育料を徴収する。</p> <p>2 市長は、預かり保育を受けた者の保護者又は扶養義務者から、その預かり保育に係る費用（以下「預かり保育料」という。）として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) 教育課程に係る教育時間の終了後に行う保育 1人1日につき400円</p> <p>(2) 市長が別に定める日に行う保育 1人1日につき800円</p> <p>3 （略）</p> <p>（食事の提供に要する費用）</p> <p>第5条 市長は、保護者又は扶養義務者から、食事の提供に要する費用として、別表第2に定める額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定による額は、その者に現に要する食事の提供に係る費用を勘案し、市長が別に定めるところにより減じることができる。</p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第6条 保育料は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入</p>	<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成27年12月28日 条例第54号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（保育料等の徴収）</p> <p>第4条 市長は、保護者又は扶養義務者から、別表第1に定める保育料を徴収する。</p> <p>2 市長は、預かり保育を受けた者の保護者又は扶養義務者から、その預かり保育に係る<u>保育料</u>（以下「預かり保育料」という。）として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。<u>ただし、法第30条の11第1項の規定による施設等利用費を支給される者に係る当該施設等利用費に相当する額は、徴収しない。</u></p> <p>(1) 教育課程に係る教育時間の終了後に行う保育 1人1日につき<u>341円</u></p> <p>(2) 市長が別に定める日に行う保育 1人1日につき<u>741円</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（食事の提供に要する費用）</p> <p>第5条 市長は、保護者又は扶養義務者から、<u>食事（預かり保育に係る副食を除く。以下同じ。）</u>の提供に要する費用として、別表第2に定める額を徴収する。</p> <p><u>2 市長は、保護者又は扶養義務者から、預かり保育に係る副食の提供に要する費用（以下「預かり保育副食費」という。）として、1人1日につき59円を徴収する。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による額は、その者に現に要する食事の提供に係る費用を勘案し、市長が別に定めるところにより減じることができる。</u></p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第6条 保育料は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入</p>

しなければならない。ただし、月の中途に入園した場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。

2 預かり保育料又は延長保育料は、預かり保育又は延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。

3 （略）

（保育料等の返還）

第7条 既納の保育料、預かり保育料、延長保育料又は食事の提供に要する費用は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。

（保育料等の減免）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料又は食事の提供に要する費用を減免することができる。

（債権の放棄）

第9条 市長は、消滅時効が完成した食事の提供に要する費用を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。

第10条 （略）

しなければならない。ただし、月の中途に入園した場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。

2 預かり保育料、延長保育料又は預かり保育副食費は、預かり保育又は延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。

3 （略）

（保育料等の返還）

第7条 既納の保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。

（保育料等の減免）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を減免することができる。

（債権の放棄）

第9条 市長は、消滅時効が完成した食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を徴収する権利及びこれらに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。

第10条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の長崎市立認定こども園長崎幼稚園の預かり保育に係る預かり保育料及び預かり保育副食費について適用し、同日前の長崎市立認定こども園長崎幼稚園の預かり保育に係る預かり保育料及び預かり保育副食費については、なお従前の例による。

別表第1 （略）

別表第2 （略）

(2) 長崎市立高島幼稚園条例

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）																
<p>○長崎市立高島幼稚園条例 昭和39年3月30日 条例第19号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（保育料の額）</p> <p>第2条 保育料は次のとおりとする。</p>	<p>○長崎市立高島幼稚園条例 昭和39年3月30日 条例第19号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（保育料の額）</p> <p>第2条 保育料は次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2歳児受入れ保育に係る保育料</td> <td>月額24,800円を上限として市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>預かり保育に係る保育料</td> <td>1人1日につき400円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	0円	2歳児受入れ保育に係る保育料	月額24,800円を上限として市長が別に定める額	預かり保育に係る保育料	1人1日につき400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。<u>以下「法」という。</u>）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2歳児受入れ保育に係る保育料</td> <td>月額24,800円を上限として市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>預かり保育に係る保育料</td> <td>1人1日につき<u>341円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。 <u>以下「法」という。</u> ）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	0円	2歳児受入れ保育に係る保育料	月額24,800円を上限として市長が別に定める額	預かり保育に係る保育料	1人1日につき <u>341円</u>
種別	金額																
保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	0円																
2歳児受入れ保育に係る保育料	月額24,800円を上限として市長が別に定める額																
預かり保育に係る保育料	1人1日につき400円																
種別	金額																
保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。 <u>以下「法」という。</u> ）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	0円																
2歳児受入れ保育に係る保育料	月額24,800円を上限として市長が別に定める額																
預かり保育に係る保育料	1人1日につき <u>341円</u>																
<p>（保育料の納入）</p> <p>第3条 保育料（預かり保育に係る保育料を除く。）は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入園した</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、預かり保育に係る保育料については、法第30条の11第1項の規定による施設等利用費を支給される者に係る当該施設等利用費に相当する額は、徴収しない。</u></p> <p><u>（副食の提供に要する費用）</u></p> <p>第3条 市長は、保護者又は扶養義務者から、<u>預かり保育に係る副食の提供に要する費用（以下「預かり保育副食費」という。）として、1人1日につき59円を徴収する。</u></p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第4条 保育料（預かり保育に係る保育料を除く。）は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入園した</p>																



場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。

2 預かり保育に係る保育料は、預かり保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。

（保育料の返還）

第4条 既納の保育料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、既納の保育料の全部又は一部を返還することができる。

（保育料の減免）

第5条 市長は、特別の理由があるときは、保育料を減免することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない

2 預かり保育に係る保育料又は預かり保育副食費は、預かり保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。

（保育料等の返還）

第5条 既納の保育料又は預かり保育副食費は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、既納の保育料又は預かり保育副食費の全部又は一部を返還することができる。

（保育料等の減免）

第6条 市長は、特別の理由があるときは、保育料又は預かり保育副食費を減免することができる。

（債権の放棄）

第7条 市長は、消滅時効が完成した預かり保育副食費を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市立高島幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の長崎市立高島幼稚園の預かり保育に係る保育料及び預かり保育副食費について適用し、同日前の長崎市立高島幼稚園の預かり保育に係る保育料及び預かり保育副食費については、なお従前の例による。